

個人向け国債の留意事項

中途換金	<ul style="list-style-type: none">・発行日から1年未満の中途換金は原則できません。・個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。・変動 10年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685・固定 5年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
中途換金の特例	保有者がお亡くなりになった場合又は、災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、上記各利子支払日前であっても中途換金する事が可能です。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・中途換金の換金金額はおおむね4営業日後に支払われます。・国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

個人年金保険・一時払終身保険についてのご留意事項

- 個人年金保険・一時払終身保険は保険契約であり、預金等と異なり、元本の保証はありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、当金庫でお申しいただけない場合があります。
- 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。また、引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によってはご契約時の保険金等が削減される場合があります。
- 保険募集に関する当金庫とお客さまとのお取引が、当金庫におけるお客さまの他の取引（預金・融資等）に影響を与えることはありません。
- 各保険商品をご検討の際には「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」等をお渡ししますので

※詳しくは、当支店窓口または所定の資格を持つ担当者にご照会ください。

商 号 等 青梅信用金庫
登録金融機関 関東財務局長（登金）第148号
加入協会 日本証券業協会